

令和8年（再イ）第8号

北海道旭川市豊岡2条8丁目5番23号
再生債務者 佐藤 政任

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年8月27日 旭川地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第21号

栃木県宇都宮市大和1丁目2番44号
再生債務者 厚木 信行

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年8月26日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和8年（再イ）第27号

栃木県宇都宮市鶴田町3321番地3 ニューエルディム滝の原201

再生債務者 山崎 義輝

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年8月26日

宇都宮地方裁判所第1民事部

令和8年（再イ）第105号

愛知県弥富市子宝2丁目5番地4
再生債務者 金沢 高志

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年8月26日

名古屋地方裁判所民事第2部

令和8年（再イ）第37号

岡山県玉野市田井2丁目4548番地
再生債務者 安田 大介

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年8月26日

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（再イ）第41号

岡山市南区内尾434番地6
再生債務者 川本 真稔

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年8月26日

岡山地方裁判所第3民事部

令和8年（再イ）第10号

北海道旭川市末広東2条2丁目3番27号
再生債務者 片野 康人

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年8月27日 旭川地方裁判所民事部

令和8年（再イ）第10号

栃木県那須郡那珂川町富山1530番地2
再生債務者 河西 明

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年8月27日

宇都宮地方裁判所大田原支部

令和8年（再イ）第19号

栃木県佐野市馬門町2061番地1
再生債務者 片柳 貢一

- 主文 本件再生計画を認可する。
- 理由の要旨 令和8年8月26日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

令和8年8月27日

宇都宮地方裁判所足利支部

旅行者営業保証金の権利実行申立てに係る公告

旅行業法第17条第2項及び旅行者営業保証金規則第2条第3項の規定により次のように公告します。

令和8年9月9日

福岡県知事 服部誠太郎

- 権利実行の申立てがなされた旅行者の氏名又は名称、商号及び住所 株式会社ナイストラベル 福岡県行橋市中央1-2-7
- 前号の旅行者の登録番号 福岡県知事登録旅行業第3-652号
- 第1号の旅行者の営業保証金につき旅行業法第17条第1項の権利を有するものは、この公告掲載の日の翌日から60日以内（令和8年11月8日まで）に、旅行者営業保証金規則第2条第5項の規定により同規則第3号書式の申出書に、権利を有することを証する書面を添付して福岡県知事に提出してください。
- 前号の申出書の提出がないときは、営業保証金の配当手続から除斥されます。

会社その他の公告

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月九日

北海道岩見沢市南町五条一丁目四番七号

有限会社西田産業
清算人 西田 由松

解散公告

当社は、令和八年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月九日

北海道室蘭市本輪西町五丁目二二番地

有限会社佐藤組重工
清算人 佐藤 忠彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月九日

宮城県仙台市泉区福岡字西森下二七番地

株式会社チトセ工業
代表清算人 八木 薫

解散公告

当社は、令和八年八月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月九日

宮城県気仙沼市上田中一丁目一番地の1

豊管工業株式会社
代表清算人 小松 勇一

解散公告

当社は、令和八年八月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月九日

仙台市青葉区角五郎一丁目五番一四号

株式会社ハレットルーム
代表清算人 本木 茂

解散公告

当社は、令和八年八月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月九日

山形県山形市北町四丁目三番一十九号

カネミツ有限会社
清算人 嶋田 綾子